

## 健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

### 第一 健康保険法の一部改正関係

被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合及びその被扶養者の入院時の自己負担割合を三割とする改正に係る改正規定の施行期日を別に法律で定める日とするものとする。

### 第二 国民健康保険法の一部改正関係

被用者保険の自己負担割合の見直しに併せて行うこととされている国民健康保険の被保険者のうち七十歳未満の退職被保険者の療養の給付に係る一部負担金及びその被扶養者の入院時の一部負担金の割合を三割とする改正に係る改正規定の施行期日を別に法律で定める日とするものとする。

### 第三 船員保険法の一部改正関係

船員保険法について、第一に準じて、被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合及びその被扶養者の入院時の自己負担割合を三割とする改正に係る改正規定の施行期日を別に法律で定める日とするものとする。

### 第四 他の法律の一部改正関係

国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の一部改正について、第一に準じて、組合員等の療養の給付に係る一部負担金の割合及びその被扶養者の入院時の自己負担割合を三割とする改正に係る改正規定の施行期日を別に法律で定める日とするものとする。

#### 第五 その他

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。